

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム規程

(2018年12月14日制定)

(2019年 3月25日改正)

(2019年10月25日改正)

(2020年 3月27日改正)

(2022年 1月28日改正)

(2023年 4月28日改正)

第 1 章 総 則

(趣旨及び目的)

第1条 埼玉県内の東武東上線、西武池袋線及び西武新宿線の沿線地域（以下「プラットフォーム地域」という。）を中心に所在する大学及び短期大学、自治体、事業者等は、互いに連携・協力して、人口の減少、少子高齢化の進行、コミュニティの弱体化、地域の活力低下、産業・経済の後退など地域社会が抱える諸課題の解決に取り組み、地域の自立と持続的な発展のため、産学公民連携によるプラットフォームを組織する。

2 このプラットフォームは、プラットフォーム地域において、「多様な高等教育及びリカレント教育の展開」、「人々が安心して、安全に、幸せに暮らせる地域づくりの推進」、「若者の定住促進を図り、地域産業の振興と雇用の創出」などに資する活動を展開することにより、持続可能な地域社会の実現とその発展に寄与することを目的とする。

3 この規程は、第1項に定めるプラットフォームの組織、運営等に関し必要な事項について定める。

(名称及び所在地)

第2条 このプラットフォームは、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

2 このプラットフォームの所在地は、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム運営協議会（以下「プラットフォーム運営協議会」という。）が定める場所に置く。

(事業)

第3条 このプラットフォームは、第1条第2項に掲げる目的を達成するため、必要な事業を行う。

第 2 章 会 員

(組織)

第4条 このプラットフォームは、原則としてプラットフォーム地域に所在する大学及び短期大学、自治体、事業者等をもって組織する。

(プラットフォームの構成員)

第5条 このプラットフォームの構成員は、次の各号に掲げる3種の会員（以下「プラットフォーム会員」という。）とする。

(1) 大学・短期大学会員

プラットフォーム地域を中心とした埼玉県内にキャンパスが在る大学及び短期大学で、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定書（以下「協定書」という。）に掲げる趣旨に賛同し、プラットフォーム運営協議会の承認を得て、連携に係る協定（以下「連携協定」という。）の締結に合意した大学及び短期大学

(2) 自治体会員

プラットフォーム地域を中心とした埼玉県内の自治体で、協定書に掲げる趣旨に賛同して、連携協定の締結に合意した市町村

(3) 事業者等会員

プラットフォーム地域を中心とした埼玉県内に事業所を有するか、又は主たる事務所を置く企業、団体・機関等で、協定書に掲げる趣旨に賛同して、連携協定の締結に合意した企業、団体・機関など

(オブザーバー会員)

第6条 前条の規定にかかわらず、このプラットフォームは、プラットフォームの発展に貢献する活動を行う大学及び短期大学、自治体、事業者等について、オブザーバー会員として参加することを認める。

2 オブザーバー会員としての参加は、協定書に掲げる趣旨に賛同し、連携協定の締結に合意する意思のある者について、プラットフォーム会員からの書面による推薦に基づき、プラットフォーム運営協議会がそれを承認したときに認められる。

3 オブザーバー会員としてプラットフォームに参加が認められた大学及び短期大学、自治体、事業者等については、プラットフォームの構成員と見做す。

(任意の退会)

第7条 第5条各号に定めるプラットフォーム会員は、プラットフォーム運営協議会において、第22条第2項に定めるプラットフォーム運営協議会の構成員（以下「運営協議会構成員」という。）の過半数の賛成を得たときに、このプラットフォームから退会することができる。オブザーバー会員についても同様とする。

(会員資格の喪失)

第8条 プラットフォーム会員（オブザーバー会員を含む。以下この条において同じ。）は、前条に定める場合のほか、次の各号の一に該当する場合に、会員としての資格を喪失する。

(1) このプラットフォームの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、プラットフォーム運営協議会において、当該会員を除く、運営協議会構成員全員の同意があったとき。

(3) 会員が解散又は死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。

(4) 正当な理由がなく、第44条第1項に定める会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

2 プラットフォーム会員が前2条の規定により、会員としての資格を喪失したときは、このプラットフォームに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 3 このプラットフォームは、構成員が会員としての資格を喪失しても、既納の会費及びその他の
 抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 プラットフォーム全体会

(プラットフォーム全体会の設置及び構成)

第9条 このプラットフォームに、プラットフォームの組織及び運営の透明性、公正性を確保する
 とともに、構成員相互の意思疎通を図るため、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム全体会(以
 下「プラットフォーム全体会」という。)を置く。

2 前項に定めるプラットフォーム全体会は、すべてのプラットフォーム会員をもって構成する。
 (審議事項)

第10条 プラットフォーム全体会は、次の各号に掲げる事項について審議し、代表校へ建議する
 とともに、構成員間の意見の調整を図る。

- (1) プラットフォームの組織及び運営に関する基本方針
- (2) プラットフォームの構成員に関する基本事項
- (3) プラットフォームの活動計画及び活動予算の報告
- (4) プラットフォームの活動及び収支決算の報告
- (5) プラットフォームの構成員間の意見の調整に関する重要な事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、代表校が必要と認める事項

(開催)

第11条 プラットフォーム全体会は、毎年度2回、上半期及び下半期に各1回開催する。

2 前項の規定にかかわらず、プラットフォーム全体会は、代表校が必要と認めるときには、臨時
 にこれを開催することができる。

3 プラットフォーム全体会は、代表校がこれを招集し、議長には、代表校をもって充てる。

4 代表校がプラットフォーム全体会を欠席する場合は、副代表校が議長を代理する。

(会議録の作成)

第12条 議長は、プラットフォーム全体会の審議事項について、会議終了後速やかに会議録を作
 成し、すべてのプラットフォーム会員に開示する。

(プラットフォーム全体会の運営)

第13条 プラットフォーム全体会の運営に関し必要な事項については、この規程で定めるもの
 のほか、プラットフォーム運営協議会において、別にこれを定める。

第 4 章 運営体制

(運営幹事校等及び定数)

第14条 このプラットフォームに、次の各号に掲げる運営幹事校を置く。

- (1) 代表校 1校
- (2) 副代表校 1校

- (3) 事務局長校 1校
- (4) 幹事校 若干校
- (5) 会計担当校 1校

2 このプラットフォームに、監事2名を置く。

(代表校)

第15条 代表校は、プラットフォーム運営協議会において、大学・短期大学会員の中から、これを選任する。

- 2 代表校は、このプラットフォームを代表して、その業務を統括し、執行する。
- 3 代表校の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期の途中で代表校の交代があった場合の後任校の任期は、前任校の残任期間とする。

(副代表校)

第16条 副代表校は、プラットフォーム運営協議会において、大学・短期大学会員の中から、これを選任する。

- 2 副代表校は、代表校を補佐し、代表校に事故あるとき又は代表校が欠けたときは、その業務を代行する。
- 3 副代表校の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期の途中で副代表校の交代があった場合の後任校の任期は、前任校の残任期間とする。

(事務局長校)

第17条 事務局長校は、プラットフォーム運営協議会において、大学・短期大学会員の中から、これを選任する。

- 2 事務局長校は、代表校の指示を受けて、このプラットフォームの運営に係る事務を掌理する。
- 3 事務局長校は、代表校又は副代表校がこれを兼ねることができる。
- 4 事務局長校の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(幹事校)

第18条 幹事校は、プラットフォーム運営協議会において、大学・短期大学会員の中から、これを選任する。

- 2 幹事校は、このプラットフォームの運営に係る事務を分掌する。
- 3 幹事校の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 欠員の補充により就任した幹事校の任期は、前任校の残任期間とする。

(会計担当校)

第19条 会計担当校は、プラットフォーム運営協議会において、大学・短期大学会員の中から、これを選任する。

- 2 会計担当校は、代表校の指揮監督の下に、このプラットフォームの会計事務を掌る。
- 3 会計担当校の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(監事)

第20条 監事は、プラットフォーム運営協議会において、第5条各号に定めるプラットフォーム会員の中から、これを選任する。

- 2 監事は、このプラットフォームの業務及び会計の状況を監査し、その結果をプラットフォーム

運営協議会において報告する。

- 3 監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 欠員の補充により就任した監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(TJUP アドバイザー)

第20条の2 このプラットフォームに、TJUP アドバイザーを置くことができる。

- 2 前項に定める TJUP アドバイザーは、プラットフォーム幹事会の推薦に基づき、プラットフォーム運営協議会の承認を得て、代表校がこれを委嘱する。
- 3 TJUP アドバイザーは、代表校の要請により、このプラットフォームの重要事項や諸課題について指導、助言等を行うとともに、プラットフォーム全体会、プラットフォーム運営協議会及びプラットフォーム幹事会に出席して所見を述べるができる。
- 4 TJUP アドバイザーの任期は、1年とし、再任を妨げない。

(事務局の設置)

第21条 このプラットフォームに、プラットフォームの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長のほか、必要に応じて、事務局スタッフを置く。
- 3 事務局は、プラットフォーム運営協議会の議を経て、これを定める。
- 4 事務局は、代表校又は副代表校がこれを兼ねることができる。

第 5 章 プラットフォーム運営協議会

(プラットフォーム運営協議会の設置及び構成)

第22条 このプラットフォームに、プラットフォームの運営及び事業を適正に、かつ円滑に遂行するため、プラットフォーム運営協議会を置く。

- 2 プラットフォーム運営協議会は、第5条第1号に定める大学・短期大学会員及び第14条第2項に定める監事をもって構成する。
- 3 プラットフォーム運営協議会が必要と認めるときは、運営協議会構成員以外の者にプラットフォーム運営協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(権限)

第23条 プラットフォーム運営協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決議する。

- (1) プラットフォームの組織及び運営に関する基本事項
- (2) 委員会の設置、改廃及び委員の変更に関する事項
- (3) 活動計画の策定及び活動予算の立案に関する事項
- (4) 活動報告及び収支決算報告
- (5) プラットフォーム会員の資格及び入会並びに退会等に関する事項
- (6) 会費の額、徴収方法等に関する事項
- (7) 代表校、副代表校、事務局長校、幹事校、会計担当校及び監事の選任
- (8) 協定書、規程等の制定及び改廃に関する事項
- (9) プラットフォームの構成員間の意見の調整と情報の共有に関する事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関する重要事項

(会議)

第24条 プラットフォーム運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表校が開催の必要を認めたとき。
- (2) 副代表校又は第22条第2項に定める運営協議会構成員の2分の1以上の者が、会議の目的である事項及び招集の理由を明示して、会議の招集を代表校に請求したとき。
- (3) 監事が、会議の目的である事項及び招集の理由を明示して、会議の招集を代表校に請求したとき。

(招集)

第25条 会議は、代表校が招集する。

- 2 第22条第2項の規定にかかわらず、第5条第2号及び第3号に定める自治体会員及び事業者等会員並びに第6条に定めるオブザーバー会員は、会議へ出席し、意見を述べることができる。
- 3 代表校は、前条第1号に定める会議を招集するときには、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール、ファックス等をいう。以下「書面等」という。)をもって、開催日の2週間前までにすべてのプラットフォーム会員へ通知しなければならない。
- 4 代表校は、前条第2号及び第3号の規定により会議の招集の請求があったときには、その日から14日以内の日を会議の開催日と定め、すべてのプラットフォーム会員へ会議の招集通知を発しなければならない。

(議長)

第26条 会議の議長は、代表校がこれにあたる。

- 2 代表校が会議を欠席する場合は、副代表校が議長を代理する。

(議決権)

第27条 会議における議決権は、すべての運営協議会構成員について各1個とする。

- 2 自治体会員、事業者等会員及びオブザーバー会員は、会議へ出席することはできるが、議決権は有しない。

(決議)

第28条 会議の決議は、別段の定めがある場合を除き、第22条第2項に定める運営協議会構成員の3分の2以上の者が出席し、出席した運営協議会構成員の過半数の賛成をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第29条 議長は、会議の議事について、会議終了後速やかに議事録を作成し、すべてのプラットフォーム会員に開示する。

(プラットフォーム全体会への報告)

第30条 代表校は、プラットフォーム運営協議会で審議し、決議した事項をプラットフォーム全体会へ報告する。

(運営細則)

第31条 第22条から前条までに定めるもののほか、プラットフォーム運営協議会の運営等に関し重要な事項は、別にこれを定める。

第 6 章 プラットフォーム幹事会

(幹事会の設置及び構成)

第 3 2 条 プラットフォーム運営協議会の下に、プラットフォーム幹事会 (以下、幹事会) を置く。

2 幹事会は、第 1 4 条第 1 項各号に定める運営幹事校をもって構成する (以下「幹事会構成員」という。)

3 代表校が必要と認めるときは、幹事会構成員以外の者に幹事会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第 3 3 条 幹事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業等の企画、立案、実施及び工程管理、進捗状況に関する事項
- (2) プラットフォーム会員間の情報の共有及び活動の調整に関する事項
- (3) 委員会における情報の共有及び活動の調整に関する事項
- (4) プラットフォーム運営協議会へ提案する事項
- (5) 前 4 号に定める事項のほか、プラットフォーム運営協議会の運営に関する重要な事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、代表校が必要と認める事項

2 幹事会で審議し、決定した事項については、プラットフォーム運営協議会へ報告しなければならない。

(開催)

第 3 4 条 幹事会は、必要に応じて、代表校がこれを招集する。

2 代表校は、幹事会を開催するときには、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面等をもって、開催日の 2 週間前までにすべての幹事会構成員へ通知しなければならない。

(議長)

第 3 5 条 幹事会の議長は、代表校がこれにあたる。

2 代表校が幹事会を欠席する場合は、副代表校が議長を代理する。

(議決)

第 3 6 条 幹事会における議決権は、すべての幹事会構成員について各 1 個とする。

2 幹事会の議事は、第 3 2 条第 2 項に定める幹事会構成員の 3 分の 2 以上の者が出席し、出席した幹事会構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 オブザーバーで幹事会に出席するプラットフォーム会員は、会議で意見を述べることはできるが、議決には加われない。

(議事録)

第 3 7 条 議長は、幹事会の議事について、会議終了後速やかに議事録を作成し、幹事会構成員に開示する。

(特別委員会その他専門部会・グループ等)

第 3 8 条 幹事会の下に、このプラットフォームの組織及び運営に関する基本方針、重要事項等を検討し、それを幹事会に建議するとともに、プラットフォームの運営及び事業を迅速、かつ円滑

に推進するため、特別委員会その他専門部会・グループ等を置くことができる。

2 前項に定める特別委員会その他専門部会・グループ等の組織、運営等に関し必要な事項については、プラットフォーム運営協議会の議を経て、別にこれを定める。

(幹事会の運営)

第39条 第32条から前条までに定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第 7 章 プラットフォーム委員会

(委員会の設置及び組織)

第40条 このプラットフォームに、活動の種類に応じた事業の企画・立案及び運営等を担うプラットフォーム委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 大学・短期大学会員及びオブザーバー会員である大学及び短期大学は、いずれか一つ以上の委員会へ所属しなければならない。また、自治体会員及び事業者等会員は、委員会へ所属することができる。

3 大学・短期大学会員及びオブザーバー会員である大学及び短期大学会員については、各々が所属する委員会以外の委員会の活動へ参加することを妨げない。ただし、その場合には、あらかじめ当該委員会の承諾を得るものとする。

4 各委員会は、当該委員会の運営及び事業等を実施するにあたって必要と認めるときには、自治体会員及び事業者等会員並びにオブザーバー会員である自治体及び事業者等に対して、委員会の活動等への参加を要請することができる。

(委員長校)

第41条 各委員会に、委員長校を置く。

2 委員長校は、それぞれの委員会に参加する大学・短期大学会員の中から、各委員会で協議のうえ、決定する。

3 委員長校は、当該委員会を代表して、その委員会の業務を統括し、掌理する。

4 委員長校の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会の運営等)

第42条 各委員会の運営及び事業等の実施については、それぞれ委員長校を中心に委員会内で協議のうえ、決定し、推進する。

2 各委員会は、毎年1回以上、共同のFD及びSDの活動を実施し、その成果の共有に努める。

3 各委員会は、それぞれの活動計画及び活動実績について、毎年、プラットフォーム運営協議会へ報告する。

4 この規程に定めるもののほか、委員会の組織、運営等に関し必要な事項については、プラットフォーム運営協議会の議を経て、別にこれを定める。

第 8 章 事業年度、経費及び会費等

(事業年度)

第43条 このプラットフォームの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(経費)

第44条 このプラットフォームの運営に係る経費は、プラットフォーム会員からの会費、寄附金品及び助成金等をもって充てる。

(会費)

第45条 プラットフォーム会員は、このプラットフォームの運営に係る経費として、プラットフォーム運営協議会が定める会費を、毎年4月末日までに、納入しなければならない。ただし、年度の途中でこのプラットフォームに加盟したプラットフォーム会員は、このプラットフォームへの加盟が承認された日から、2か月以内に会費を納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、自治体会員、事業者等会員及びオブザーバー会員からは、会費を徴収しない。

3 第1項に定める会費の額及び徴収の方法等については、別にこれを定める。

(寄附金品、助成金等の受入れ)

第46条 このプラットフォームは、個人、団体等から、寄附金品、助成金、補助金その他経費の援助を受けることができる。

2 前項に定める援助には、施設・設備、場所等の無償での使用や備品、消耗品等の提供などを含むものとする。

第9章 解散及び清算

(解散)

第47条 このプラットフォームは、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1) このプラットフォームの設立の目的を達成できないことが明らかとなったとき又は実質的な活動の休止期間が2年以上続いたとき。

(2) このプラットフォームの設立の目的を達成したとき又は新たな組織にその役割を継承したとき。

(3) プラットフォーム会員から解散の動議が提出され、それがプラットフォーム運営協議会において決議されたとき。

(4) 前各号に定める事由のほか、このプラットフォームの活動に重大な支障をきたす事態が惹起したとき。

2 前項各号に定める事由によりこのプラットフォームを解散する場合は、プラットフォーム運営協議会において、第22条第2項に定める運営協議会構成員の4分の3以上の者の賛成による決議を要する。

(残余財産の帰属)

第48条 このプラットフォームを清算したときに有する残余財産は、プラットフォーム運営協議会の決議を経て、その取扱いを決定するものとする。

2 プラットフォーム運営協議会の決議に関する前条第2項の規定は、この場合について準用する。

第 10 章 雑 則

(臨機の処置)

第 49 条 この規程に定めのない事項については、幹事会の議を経て、代表校がこれを処置する。

(協定書の変更)

第 50 条 協定書の変更は、プラットフォーム運営協議会において、第 22 条第 2 項に定める運営協議会構成員の 3 分の 2 以上の者の賛成による決議によって、これを行う。

(細則等の制定)

第 51 条 この規程を施行するにあたって必要な細則等は、プラットフォーム運営協議会の議を経て、これを定める。

(規程の改廃)

第 52 条 この規程の改廃は、プラットフォーム運営協議会において、第 22 条第 2 項に定める運営協議会構成員の過半数の賛成による決議によって、これを行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2018 年 12 月 15 日から施行する。

(旧細則の廃止)

2 この規程の制定に伴い、「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定の運用に関する細則」(以下「旧細則」という。)は、この規程の施行日をもって廃止する。ただし、旧細則の下で決定され、実施されている事項に関しては、なお効力を有するものとする。

(代表校等の選任の時期)

3 このプラットフォームの代表校、副代表校、事務局長校、運営幹事校、会計担当校及び監事は、改選年度の下半期に開催されるプラットフォーム運営協議会において、これを選任する。

(会費に関する特例)

4 この規程第 44 条第 1 項に定める会費の額は、当面の間、年額 10,000 円とする。

5 前項の会費は、2019 年度から徴収する。

附 則 (2019 年 3 月 25 日)

(規程の一部改正)

1 この規程の一部(第 14 条第 1 項、第 18 条第 1 項ないし第 4 項、第 32 条第 2 項、第 40 条第 2 項及び第 4 項)について所要の改正を行う。

(附則の一部改正)

2 この規程の改正に伴い、2018 年 12 月 15 日施行の附則第 3 項中の「運営幹事校」を「幹事校」に変更する。

(施行期日)

- 3 この改正規程は、2019年3月25日から施行する。

附 則 (2019年10月25日)

(規程の一部改正)

- 1 この規程の一部(第44条第1項)に所要の改正を行う。

(施行期日)

- 2 この改正規程は、2019年10月25日から施行する。

附 則 (2020年3月27日)

(規程の一部改正)

- 1 このプラットフォームの組織運営体制の見直しに伴い、規程の一部を改正する。

(施行期日)

- 2 この改正規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2022年1月28日)

(規程の一部改正)

- 1 この規程の一部(第18条第1項・第2項、第32条第1項)について所要の改正を行う。

(施行期日)

- 2 この改正規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (2023年4月28日)

(規程の一部改正)

- 1 このプラットフォームの組織運営体制の強化を図るとともに、運営及び活動の実態に合わせるため、第20条の2を追加するとともに、規程の一部を改正する。

- 2 この改正規程は、2023年5月1日から施行する。